

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削材及び研磨材 JMDN70907000

ピー・ピー ダイヤグリットロビンソンブラシ

【禁忌・禁止】

- ・指定された用途以外には使用しないこと。
- ・無理な角度や過度の加圧はしないこと。

【形状、構造及び原理】

【概要】

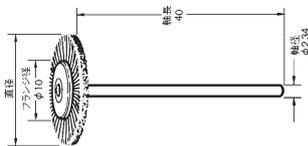
: 歯科用研削材料

本品は、軸付HP用ブラシの歯科用研削器材である。

下記の形状で特殊繊維にダイヤモンド研磨材を含浸させたHPブラシ

【形状、構造】

- 1) 作業部は、特殊繊維にダイヤモンド研磨材を含浸させたブラシ
ブラシ部: ナイロン、ダイヤモンド
ブラシ形状 #30: $\phi 0.3\text{mm}$ 断面は円状
研磨材 (ダイヤモンド) 粒度: 400・600・800



- 2) 軸部は ステンレス鋼
JIST 5504-1: 2001 (歯科用回転器具 - 軸 - 第1部: 金属) のHP用
本品、軸部はストレートハンドピースに装着されるようになっている

【原理】

: 砥粒による研削及び研磨。

【原料又は構成部品】

名称	原材料名	血液・体液等の接触の有無
ブラシ部	研磨成分 : ダイヤモンド	無
	ブラシ素材 : ナイロン	無
軸部	JIST 5504-1: 2001 (歯科用回転器具 - 軸 - 第1部: 金属製) のHP用	無

【使用目的又は効果】

補綴物等の研磨に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。

【使用方法等】

: 本品は、軸付HP用ブラシの歯科用研削器材である。
JIST 5907: 2001 (歯科用ハンドピース - 第2部: ストレート及びギアードアングルハンドピース) 又は、同等の規格を満たしたハンドピースに装着して使用する。
(最高使用回転数: 10,000回転/分)

【使用上の注意】

- ・使用にあたってはハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックではないことを確認すること。
- ・使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ・無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- ・研磨時の摩擦熱によりブラシ部が劣化することがあるので、過度の加圧や高回転速度での連続的な使用は避けること。
- ・変形、キレツ、損傷 (錆、表面キズ、曲がり、汚損) 等のあるものは使用しないこと。
- ・本材を使用して研磨を行う場合は、局所集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本材使用により発疹、湿疹、発赤、かゆみ、かぶれ、しびれ等の過敏症状が現れた患者又は術者においては、直ちに使用を中止し、専門医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は研削、研磨の際には保護めがね等を使用すること。

- ・本材が万一目に入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、眼科医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は【使用目的又は効果】に記載の用途以外への使用はしないこと。
- ・本材は歯科医療有資格者以外には使用しないこと。

【保守・点検に係る事項】

【使用前点検】

使用前にはルーペ等により傷等の検査を行う。

【保管方法及び使用期限】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気に暴露を避けて、外圧 (物理的負荷) 及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

有限会社 プロップ
電話 052-618-5777

取扱説明書を必ずご参照下さい。